

川崎町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

1 技能労務職員等の現状

(1) 民間類似職種等との比較

区分	川崎町					国（行政職俸給表(ロ)）				民間				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	賃金構造基本統計調査（宮城県）			平成19年職種別民間給与 実態調査（県内） （宮城県人事委員会）	平成19年職種別民間給与 実態調査（全国） （人事院）
										民間類似職種	平均年齢	平均給与月額	平均給与月額	平均給与月額
全体	49.2歳	3人	267,200円	299,412円	287,133円	48.8歳	5,193人	287,094円	320,514円					
うち用務員	歳	2人	円	円	円					用務員	53.9歳	227,200円	287,307円	301,590円
うちその他	歳	1人	円	円	円					廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	-	-

【項目説明】

- 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合は、アスタリスク（ ）として表記しております。
- 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均のことです。
- 「川崎町」の欄のうち、「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における、基本給と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当など全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 「川崎町」、国及び民間における平均給与月額に計上されている諸手当は、調査により異なる場合があり、その内訳は下表のとおりです。
- 市町村、国及び民間をなるべく共通の基準で比較できるようにするため、「川崎町」の欄では平均給与月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、寒冷地手当、初任給調整手当を加えた数値（特殊勤務手当及び時間外手当は除く）を「平均給与月額（国ベース）」とし、また、民間の欄のうち「平成19年職種別民間給与実態調査」における平均給与額は時間外手当を除いた数値としています。

平均給与月額に計上されている諸手当

川崎町「平均給与月額」	川崎町「平均給与月額（国ベース）」	国（行政職俸給表(ロ)）「平均給与月額」	賃金構造基本統計調査における平均給与月額	平成19年職種別民間給与実態調査における平均給与月額
扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 初任給調整手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 等で期末・勤勉手当、退職手当、寒冷地手当を除いたもの。	扶養手当 地域手当 住居手当 管理職手当 寒冷地手当 初任給調整手当	扶養手当 地域手当 住居手当 俸給の特別調整手当（管理職手当） 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤勤務手当 初任給調整手当	職務手当 精皆勤手当 通勤手当 家族手当 超過労働給与額等	職務手当 精皆勤手当 通勤手当 家族手当 地域手当 住宅手当 役付手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特殊作業手当等

【注釈】

- 「国（行政職俸給表(ロ)）」の欄は、人事院が行った国家公務員給与実態調査に基づき、国家公務員のうち行政職俸給表(ロ)が適用され、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手及びこれらに準ずる業務に従事する職員についての数値です。なお、地方公務員のように職種ごとの数値は公表されていません。
- 「国（行政職俸給表(ロ)）」の欄のうち、「平均給与月額」には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれておりません。
- 「民間」欄のうち、「賃金構造基本統計調査（宮城県）」は賃金構造基本調査において公表されているデータ（平成16年～平成18年の6月支給分の3ヵ年平均）ですが、この中には短期間の臨時的な労働者（アルバイト、パートタイマー等）を含むなど、技能労務職員等と民間の類似職種等との比較にあたり、年齢、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点で必ずしも一致しているものではありません。
- 「平成19年職種別民間給与実態調査（県内）」とは、宮城県人事委員会が行った調査（県内民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査）の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。
- 「平成19年職種別民間給与実態調査（全国）」とは、人事院が行った調査（全国民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査）の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

(2) 職種別年齢別職員構成及び平均給与月額

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	合計
		～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳		
全体	人	人	人	人	人	人	人	1人	1人	1人	人	人	3人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	299,412円
うち用務員	人	人	人	人	人	人	人	人	1人	1人	人	人	2人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
うちその他	人	人	人	人	人	人	人	1人	人	人	人	人	1人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク（ ）として表記しております。

(3) その他給与に関する事項

技能労務職員等に適用する給料表について

適用給料表	給料表の構造
国の行政職給料表 を適用	級は3級までを適用(国は5級まで)

技能労務職員等に支給される手当の状況

ア.特殊勤務手当について(平成19年4月1日現在)

特殊勤務手当数	3		
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事手当	0人	伝染病防疫に従事する職員が、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護若しくは伝染病菌が附着し若しくは附着の危険のある物件の処理作業に従事したとき	作業1日につき300円
塩素取扱手当	0人	建設水道課に勤務する職員が、塩素ガス注入業務に直接従事したとき	作業1日につき300円
危険手当	0人	山林の一筆調査等に従事する職員が、危険な場所での業務に従事したとき	作業1日につき300円

イ.国の制度と異なる手当について(平成19年4月1日現在)

手当名	国の制度と異なる手当の内容
通勤手当	国の通勤距離区分を細分化した距離区分により、通勤手当を支給している。
特殊勤務手当	塩素手当(平成19年度で廃止)

技能労務職員等の昇格・昇給基準について

毎年1月1日に、主として所属長からの内申を基に、前1年間の勤務成績に応じて4号俸(57歳を超える場合は2号俸)を標準として昇給を行っている。 平成20年度からは、新たな人事評価制度を実施予定。

2 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

川崎町行政改革大綱及び第4次川崎町定員適正化計画において、職員の定員管理については厳しく管理している状況であり、技能労務職員については、原則退職者不補充とし、業務の民間委託をさらに推進していく計画である。
--

3 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

定員について 技能労務職員のうち、用務員については昭和61年より退職不補充としており、これまで業務の民間委託への切替えを実施し、定員の削減を図っています。
給与について 現在、国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えておりません。ただし、国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行います。
諸手当について 技能労務職が、支給対象者となりえる各種手当のうち、通勤手当を除いては国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えておりません。
昇給のあり方について 技能労務職員だけでなく、一般行政職員についても、人事評価(勤務の実績・勤務評価)制度の導入を平成20年度より実施し、昇給に反映する計画です。